各市町村教育委員会教育長 各教育事務所長 様

埼玉県教育委員会教育長 (公 印 省 略)

まん延防止等重点措置終了後の市町村立学校の対応について(通知)

日頃より、新型コロナウイルス感染症の対策のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和4年3月17日に、国は3月21日をもって本県に対するまん延防止等重点措置を 終了する方針を示しました。

これに基づき、本県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「3月22日以降の学校の対応~春休み・新学期を迎えるにあたって~」

資料 10 を決定したところです。

市町村教育委員会におかれましては、このことを踏まえ、引き続き感染防止対策を徹底 しながら学校の運営を継続していくため、下記の対応をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

陽性者発生時の初期対応(臨時休業等)を徹底し、教育活動を実施すること。

2 基本的な感染防止対策の徹底について

- (1) 健康観察の徹底
 - ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。
 - イ 発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合や家庭内に体調不良者がいる場合には登校・出勤しないことについて徹底すること。併せて、自宅での休養を徹底すること。
- (2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施
 - ア 手洗いの徹底とマスクの正しい着用を徹底すること。
 - イ 気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。(常時換気が難しい場合には、 30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。)
- (3) 食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導する こと。

3 授業等について

- (1) 感染防止対策の徹底と新学期に向けた準備
 - ア 授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。
 - ※ 特に、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を行う場合は、感染防止対策を徹底すること。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる(①~④は特にリスクの高いもの)。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等 の表現や鑑賞の活動」
 - ※ 学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを 外して行う運動などを行う際も、感染防止対策を徹底すること。
- イ オンライン学習環境の再確認と次年度に向けた準備を進めること。

令和4年3月16日付け教 I 推第268-1号「GIGA スクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等の ICT 環境の活用に関する方針について(通知)」資料2の「GIGA スクール構想 年度更新タスクリスト」(別添2)を踏まえ、学習者用端末の年度更新について万全な対応ができるよう、作業計画を市町村教育委員会と学校が共有して取り組むこと。

4 学校行事について

各行事を実施する際は、時期や開催方法等について、目的や感染防止対策を踏まえるなど、慎重に判断すること。

(1) 卒業式・入学式について

原則として児童生徒及び教職員で実施すること。ただし、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とする。その際は、児童生徒一人につき保護者1名までを基本とし、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにすること。

実施にあたっての工夫例については、令和4年1月20日付け教義指第1076号「まん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応について(通知)」資料3の(3)令和3年度の卒業式についてを参照すること。

(2) 修学旅行等の校外行事について

修学旅行や遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断すること。

(3) 修了式及び始業式等について

複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う場合は、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。

なお、校歌等については、飛沫感染防止の観点から歌唱を控えるなどの工夫も検討すること。

5 部活動について

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動とする。

ただし、部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止すること。

- (1) 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底すること。
- (2) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わないこと。)
- (3) 活動場所の換気や飛沫感染防止対策を徹底すること。
- (4) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底すること。
- (5) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会(コンクール)等に出場するために 大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場 合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等踏まえ、実施の可否を判断すること。
- (6) 練習試合等は自校を含めて2校までとする。その際、県境をまたいでの活動については、慎重に判断すること。
- (7) 県外の大会等に参加する場合は、令和4年1月27日付け教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について(通知)」資料4を参照し、PCR検査等の受検について配意すること。

6 教職員・児童生徒のワクチン接種について

(1) 教職員の追加接種を促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。また、各学校においては、授業変更や業務負担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

(2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

児童生徒及び保護者、教職員に対して、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠席の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について(通知)」資料5、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教小第153号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について(通知)」資料6を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

特にワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう 指導等に留意すること。

7 臨時休業・出席停止措置による感染拡大防止について

当面の間は、令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について(通知)」 資料7 で設定した目安を適用するため、令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について(通知)」 資料8 を改めて確認しておくこと。

なお、教育活動の継続に当たり、陽性者発生時は臨時休業や出席停止を適切かつ迅 速に判断すること。

8 感染拡大地域における小中学校の対応

子供世代(10歳未満)の市町村別感染状況を踏まえ、感染が拡大している地域の小中学校においては、緊急メール等を活用し、学校から家庭に感染防止の協力依頼をすること。また、感染者数や学級閉鎖等の状況を中学校区内で情報共有し、迅速な対応を図ること。

※市町村別感染状況については、週1回程度、県教育局から市町村教育委員会に 発送予定

9 学校外での感染防止について

長期休業期間(学年末休業及び春季休業期間)を含めて、家庭や学校外での感染防止を図るため、リーフレット資料9を活用するなどして次の内容について保護者等に協力を依頼すること

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 基本的な感染防止対策の徹底(正しいマスクの着用、手洗いの徹底と適切な換気)
- (3) 日々の健康観察の徹底(体調不良の際は外出しない、させない)
- (4) 外出時における直行直帰の徹底
- (5) 飲食中はなるべく会話を控える(黙食を基本)
- (6) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底

10 送付資料

- 【資料1】令和4年3月18日付け教高指第2600号「まん延防止等重点措置終了後の県立学校の対応について」
- 【資料2】令和4年3月16日付け教I推第268-1号「GIGAスクール構想の下で整備された学校における1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針について(通知)」
- 【資料3】令和4年1月20日付け教義指第1076号「まん延防止等重点措置に伴う 市町村立学校の対応について(通知)」
- 【資料4】令和4年1月27日付け教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について(通知)」
- 【資料5】令和4年2月25日付け教保体第1767号「新型コロナウイルス感染症に 係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方 及び留意点等について(通知)」
- 【資料6】令和3年6月10日付け教小第153号「新型コロナウイルス感染症に係る 予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について (通知)」

- 【資料7】令和3年8月30日付け教保体第942-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について(通知)」
- 【資料8】令和4年1月17日付け教保体第1531-2号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について(通知)」
- 【資料9】児童生徒・保護者向けリーフレット 「コロナに負けるな さ・し・す・せ・そ」
- 【資料 10】令和 4 年 3 月 1 7 日開催 新型コロナウイルス対策本部会議資料 (抜粋) 「3 月 2 2 日以降の学校の対応~春休み・新学期を迎えるにあたって~」

体育(保健体育を含む)を除く学習指導に関すること

担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-6748

教職員の服務に関すること

担 当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当

電 話 048-830-6937

体育(保健体育を含む)に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

ICTの活用に関すること

担 当 県立学校部ICT教育推進課 ICT教育指導担当

電 話 048-830-7557

教育員のワクチン接種に関すること

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971